

保存期間：10年

資 料	2
-----	---

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方について

平成 19 年 12 月 13 日
財務省・国税庁

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」(案)に対する意見公募
手続の実施について

税理士及び税理士法人に対する懲戒処分等については、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）、第 46 条（一般の懲戒）及び第 48 条の 20（違法行為等についての処分）の規定に基づき、財務大臣が行っています。

今般、税理士及び税理士法人に対する懲戒処分等の基準について明確にする等の観点から、「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」(案)として整理することとしました。

本案について御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、郵便等、FAX 又はインターネットにより下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見等をお受けできませんので予め御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、予め御了承願います。

【募集期間】

平成 19 年 12 月 13 日（木）から平成 20 年 1 月 17 日（木）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 郵便等による場合

〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1

国税庁 長官官房 総務課（税理士係）

- FAX による場合

FAX 番号：03-3581-4182

- インターネットによる場合

御意見はこちらから

【お問い合わせ先】

- 国税庁 長官官房 総務課（税理士係）

TEL：03-3581-4161（内線 3610）

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（案）

I 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、IIに定める違反行為ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の処分歴
- ④ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

また、税理士法人に対する処分の量定の判断に当たっては、上記の事項に加え、内部規律、内部管理の内容等を勘案する。

なお、IIに定める量定の考え方によることが適切でないと認められた場合には、税理士法（昭和26年法律第237号）に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第2 違反行為の異なるものが2以上ある場合

IIに定める違反行為の類型の異なるものが2以上ある場合の量定は、それぞれの違反行為について算定した量定を合計したものとする。

第3 税理士業務の停止期間

税理士業務の停止期間は、1月を単位とする。

II 量定の考え方

第1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士が税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第45条第1項及び第2項《脱税相談等をした場合の懲戒》の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条《脱税相談等の禁止》の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い合わせる不正所得金額等（国税通則法第68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に応じて、

6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 相当の注意を怠り、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い合わせる申告漏れ所得金額等（修正申告書の提出等（国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分）に係る所得金額等（所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものを含む。）をいう。以下同じ。）に応じて、

戒告又は1年以内の税理士業務の停止

2 税理士が法第46条《一般の懲戒》の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第33条の2第1項又は第2項《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽記載した書面の件数、虚偽記載の程度に応じて、

戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(2) 法第37条《信用失墜行為の禁止》の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ　自己脱税（自己（自己が代表者等である法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があるとき。以下同じ。）
　　不正所得金額等に応じて、

　　1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいい、イの場合を除く。以下同じ。）
　　申告漏れ所得金額等に応じて、

　　戒告又は6月以内の税理士業務の停止

ハ　調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の検査を妨げる行為等をしたとき。）
　　妨害行為の回数、程度に応じて、

　　1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ニ　名義貸し（法第52条又は第53条の規定に違反する者に自己の名義を使用させたとき。以下同じ。）
　　名義貸しを受けた者の人数のほか、違反行為の期間、名義貸しを受けた者の関与件数等に応じて、

　　1年以内の税理士業務の停止

ホ　業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由がなく怠ったとき。）

　　戒告又は6月以内の税理士業務の停止

ヘ　その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたとき。）

　　戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（3）法第38条《秘密を守る義務》の規定に違反したとき。

　　1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(4) 法第41条《帳簿作成の義務》の規定に違反したとき。

戒告

(5) 法第41条の2《使用人等に対する監督義務》の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(6) 法第42条《業務の制限》の規定に違反したとき。

違反行為に係る関与件数等に応じて、

1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(7) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。

戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第2 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士法人が法第48条の20《違法行為等についての処分》に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第48条の10《成立の届出等》、第48条の13《定款の変更》又は第48条の19《合併》等、税理士法人固有の手続規定に違反したとき。

戒告

(2) 法第37条《信用失墜行為の禁止》の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税

法人の申告について、社員税理士等の行為により不正所得金額等が生じた場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

法人の申告について、社員税理士等の行為により多額な申告漏れ所得金額等が生じ、かつ、当該行為の内容が税理士としての職業倫理に著しく反するような場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

戒告又は6月以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止

(3) 法第41条《帳簿作成の義務》の規定に違反したとき。

戒告

(4) 法第41条の2《使用人等に対する監督義務》の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止

(5) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20《違法行為等についての処分》に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次に掲げるところによる。

(1) 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があった場合に、所属する税理士法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者的人数や行為の態様等に応じて、

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

(2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

○ 税理士法（昭和26年6月15日法律第237号）（抄）

（懲戒の種類）

第44条 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

- 一 戒告
- 二 一年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

（脱税相談等をした場合の懲戒）

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（一般の懲戒）

第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

（違法行為等についての処分）

第48条の20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- 2 第47条及び第48条の規定は、前項の処分について準用する。
- 3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手續が結了するまで、なお存続するものとみなす。
- 4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。